

屋外広告物の手引き



日田市

1 はじめに

屋外広告物（以下「広告物」という。）は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で周囲の景観に影響を与えることから、周囲との調和が求められます。また、広告物の管理が適切でないと通行人等に危害を及ぼすおそれがあります。

このため、大分県では、「良好な景観形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害防止」の観点から、大分県屋外広告物条例（以下「条例」という。）を制定し、広告物の表示及び設置に関するルールを定めています。

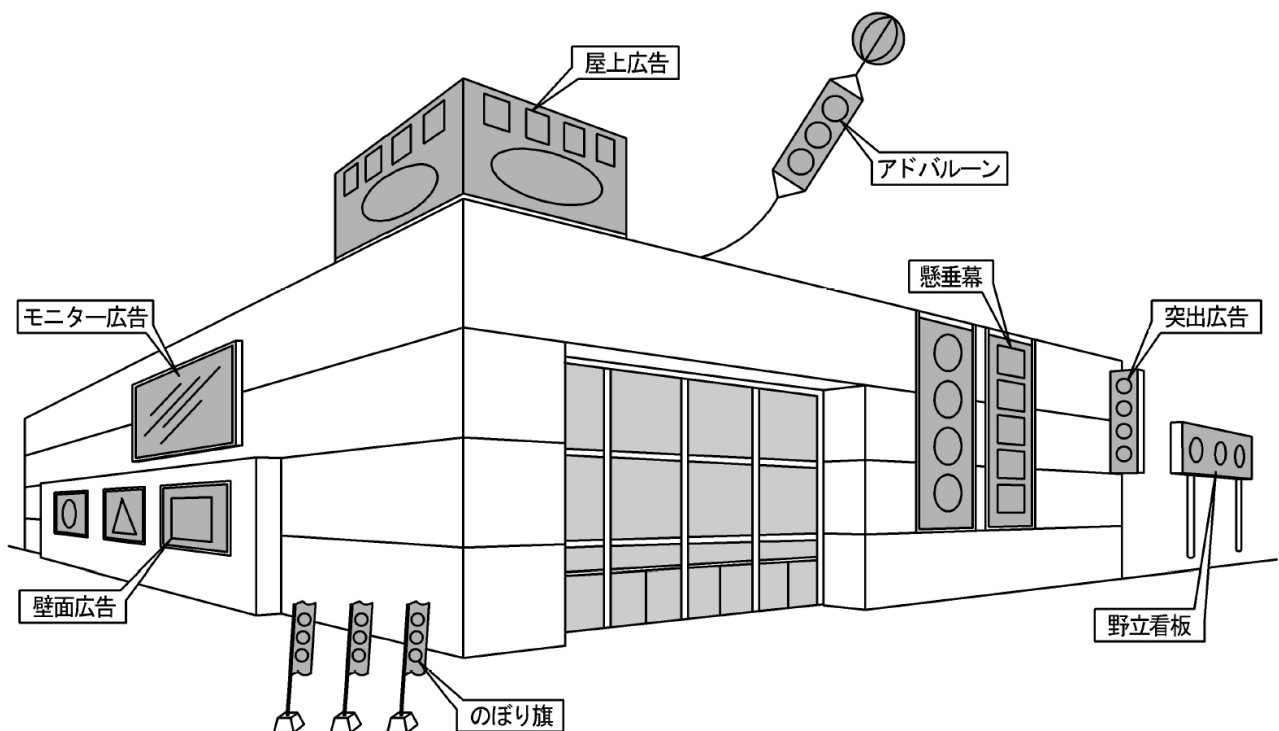
また、日田市では良好な景観の形成と保全を図っていくため、「日田市景観計画」を策定し景観条例により、色彩や形状について配慮していただき、まちの環境に調和し、景観を害さない広告物の設置を求めています。

2 屋外広告物とは

屋外広告物とは、屋外で、常時又は一定の期間、継続して、公衆に表示されるものであって、はり紙、たて札、立看板、広告板、広告塔、サインポール、突出広告、横断幕、懸垂幕、電柱広告、ネオンサイン等で、建物やその他工作物又は単独で掲出し表示されたものをいいます。（これに類するものを含む。）

また、商業広告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のもの、絵画や写真、イメージを伝えるデザイン等も広告物に当たります。ただし、街頭で配布されるビラやチラシ、建物の内側から表示してあるものは該当しません。

【屋外広告物の例】



3 屋外広告物を設置する場合の手続き（条例第5条・9条・10条）

広告物を設置する場合は、条例の適用が除外されるもの以外は、事前に許可が必要です。また、現在、表示している広告物の変更や改造を行う場合も許可が必要です。

4 屋外広告物を設置するときは

広告物を広告業者に依頼して設置する場合は、大分県の屋外広告業の登録を受けているに業者に依頼してください。(日田市内で広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事等を行おうとする場合には、大分県の屋外広告業の登録を受けなければなりません。)

5 禁止地域・禁止物件（条例第3条・4条）

禁止地域や禁止物件に広告物を表示及び掲出することは原則できませんが、一定の要件を満たせば広告物を出すことができます。(※下記の地域等には、日田市域において指定されていない地域等もあります。)

禁止地域 *** 原則として広告物の表示が禁止されている地域（条例第3条）

- ・ 第1種・第2種低層住居専用地域 及び 第1種・第2種中高層住居専用地域
- ・ 景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区
- ・ 伝統的建造物群保存地区 . . . [豆田町伝統的建造物群保存地区]
- ・ 景観法で指定された準景観地区で知事が指定する区域（指定区域なし）
- ・ 市民農園整備促進法の市民農園の区域
- ・ 文化財保護法により指定された建造物とその敷地及び地域
- ・ 大分県文化財保護条例により指定された建造物とその敷地及び地域
- ・ 森林法により指定された保安林のある地域
- ・ 自然環境保全法により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・ 都市公園法の都市公園及び社会資本整備重点計画法の公園又は緑地の区域
- ・ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域 . . . [松原ダム及び下釜ダムの各堰堤から上流に向かって展望できる区域]
- ・ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域（指定区域なし）
- ・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建築物及びその敷地
- ・ 古墳、墓地、及び火葬場
- ・ その他知事が特に指定する地域又は場所

禁止物件 *** 原則として設置、表示が禁止されている物件（条例第4条）

- ・ 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
- ・ 石垣、擁壁の類
- ・ 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律により指定された保存樹等
- ・ 信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類
- ・ 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの
- ・ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- ・ 郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス
- ・ 送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔
- ・ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ・ 銅像、神仏像及び記念碑の類
- ・ 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ・ 電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
- ・ 道路の路面には広告物を表示してはならない。

6 禁止広告物（条例第8条）

どのような場所においても、次のような広告物は表示及び設置することはできません。

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

7 適用除外広告物（条例第6条）

適用除外広告物とは、禁止地域や禁止物件においても一定の要件を満たすことで設置することができる広告物のことをいいます。また、表示できる広告物にも許可が必要なものと許可を受けなくても表示できるものがあります。

■ 【禁止地域】に許可を受けて出せる広告物（条例第6条第5項・6項）

- ・ 自家用広告物で、**「広告物の許可の基準」** の【許可基準 2】の基準に適合するもの
- ・ 道標、案内図板等の広告物で公共的目的をもった広告物で以下の基準に適合するもの
 - ①道標等：幅 0.5m以下、高さ 2m以下
 - ②案内図板等：表示面積 2㎡以内、高さ 2m以下

※「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所または作業場に表示する広告物等のことをいいます。

■ 【禁止地域、禁止物件】に許可不要で掲出できるもの（条例第6条第1項・7項）

- ・ 法令の規定により表示する広告物又はこの掲出物件
- ・ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこの掲出物件
- ・ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- ・ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもので、**「広告物の許可の基準」** の【許可基準 6】の基準に適合するもの

■ 全ての地域【禁止地域、許可地域】で許可不要で掲出できる広告物（条例第6条第2項）

- ・ 自家用広告物で、**「広告物の許可の基準」** の【許可基準 3】の基準に適合するもの
- ・ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこの掲出物件で、**「広告物の許可の基準」** の【許可基準 4】の基準に適合するもの
- ・ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件
- ・ 講演会、展覧会、音楽界等のための会場の敷地内に表示する広告物又はこの掲出物件
- ・ 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
- ・ 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示される広告物

■ 【禁止物件】に許可を受けて出せる広告物（条例第6条第3項）

- ・ **「広告物の許可の基準」** の【許可基準 5】の基準に適合する広告物又はこの掲出物件
- ・ 禁止物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこの掲出物件

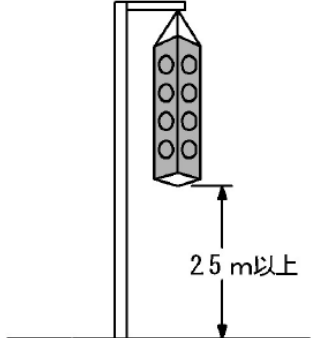
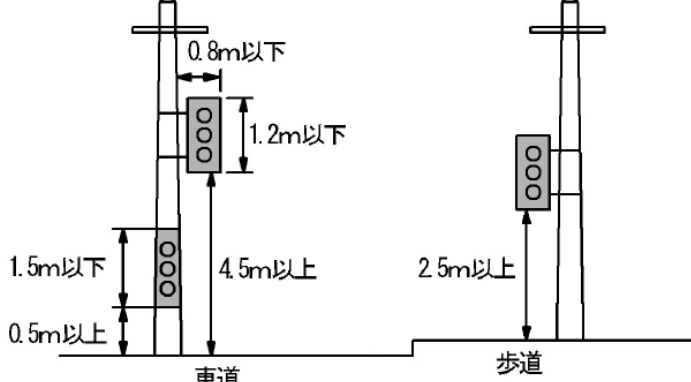
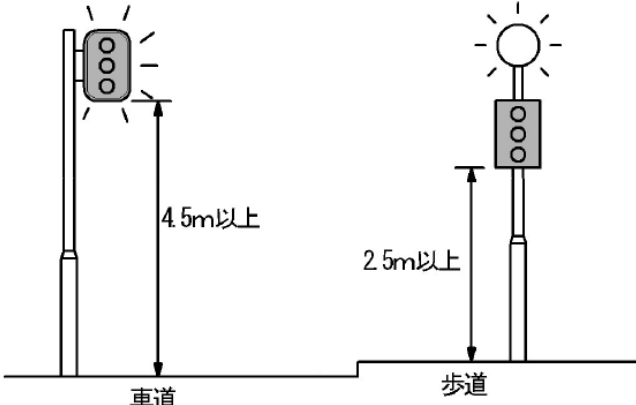
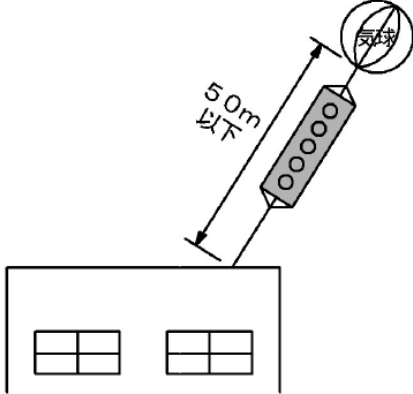
8 広告物の許可の基準

許可基準 1-1		【許可地域内における許可基準】
野立看板	<p>1表示面 30㎡以内</p> <p>15m以下</p> <p>広告板 広告塔 サイ・ポール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1表示面30㎡以内 ○ 1表示面 30㎡以内 ○ 高さ15メートル以下 ○ 道路路上に突出したものでないこと
屋上建築物	<p>15m以下 15m以下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の高さの3分の2以下 ○ 高さが4mを超えるものは建築基準法第88条及び同法施行令第138条に基づき工作物の確認を受けること
壁面利用するもの		<ul style="list-style-type: none"> ○ 1壁面の2分の1以内
突出の広告	<p>1.0m以下 1.0m以下</p> <p>2.5m以上 4.5m以上</p> <p>歩道 車道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表示面積 20㎡以内

※一表示面とは、同一の工作物において、同一方向に表示する広告物の表示面のことをいう。

許可基準 1-2

【許可地域内における許可基準】

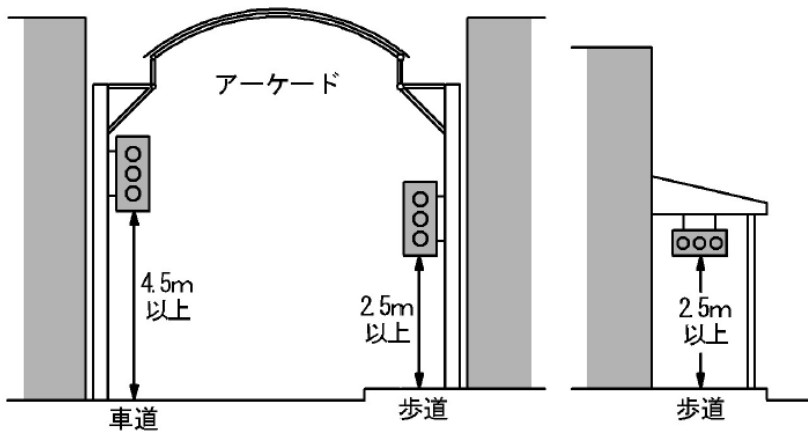
<p>建築物を利用するもの</p>	<p>つり下げ広告</p>	 <p>○表示面積 20㎡以内</p> <p>2.5m以上</p>
<p>電柱類を利用するもの</p>	<p>電柱及び鉄柱の広告</p>	 <p>○電柱1本につき袖付広告、巻付広告各1個</p> <p>○傾斜した電柱類、支柱への巻付け不可</p> <p>○直接描出、発光塗料等の使用不可</p> <p>0.8m以下</p> <p>1.2m以下</p> <p>1.5m以下</p> <p>0.5m以上</p> <p>4.5m以上</p> <p>2.5m以上</p> <p>車道</p> <p>歩道</p>
<p>街燈広告</p>	<p>街燈広告</p>	 <p>○直接描出不可</p> <p>○街燈1本につき1個</p> <p>○照明部分の3分の2以内</p> <p>4.5m以上</p> <p>2.5m以上</p> <p>車道</p> <p>歩道</p>
<p>その他の広告物</p>	<p>アドバルーン（気球広告）</p>	 <p>○気球の内容量 8m³以内</p> <p>50m以下</p>

許可基準 1-3

【許可地域内における許可基準】

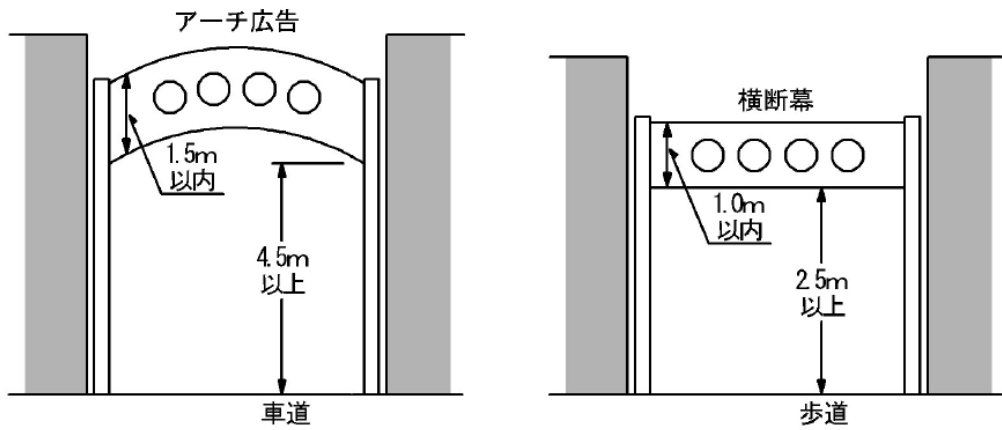
その他の広告物

アーケード添加広告物

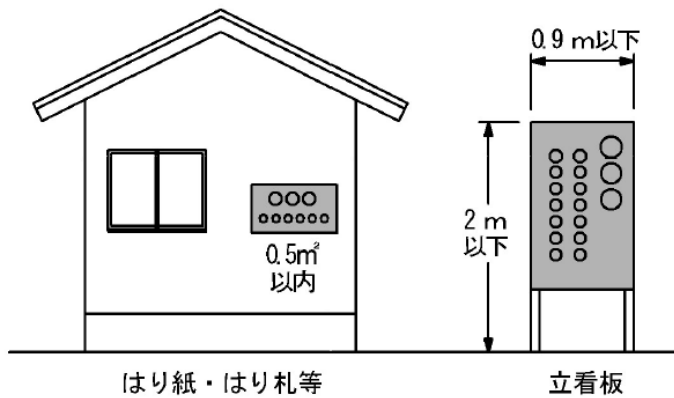


- 規格を統一すること
- 1商店に1個
- 片面積1㎡以内
- 車道に面する側への表示不可

アーチ及び横断幕

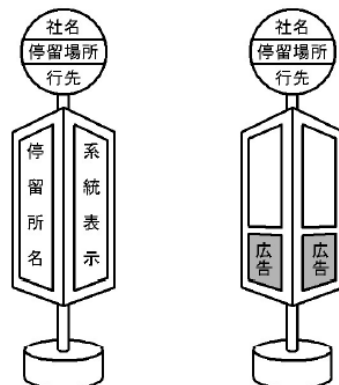


はり紙・はり札等、立看板等

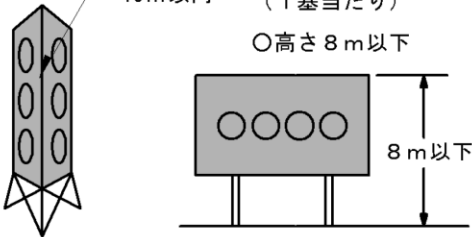
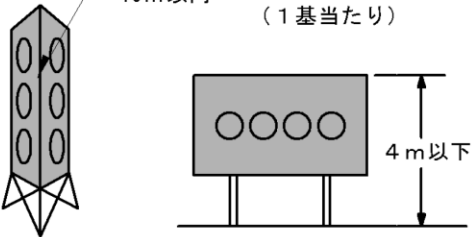
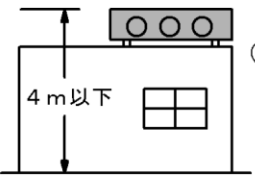
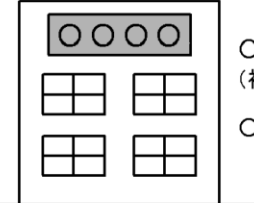
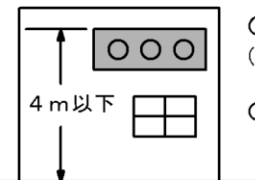
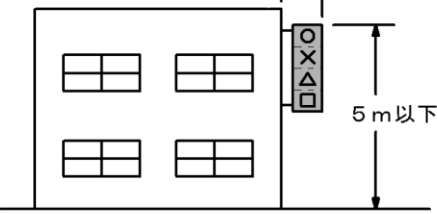
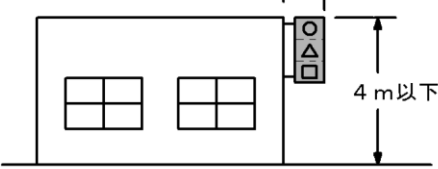
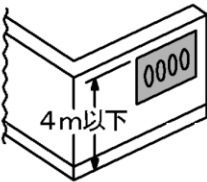



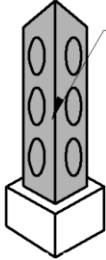
- はり紙、はり札等の表示面積0.5㎡以内
- はり札等の表示数は1壁面に2個以内


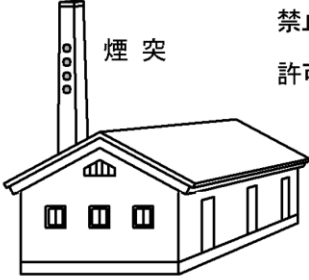
照明式バス停・停留所標識添加広告


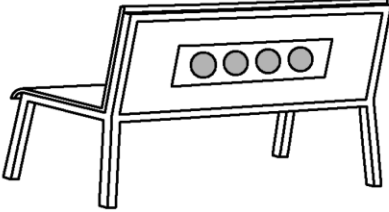


- 広告物の個数は進行車両の非対向面及び同路面の2個
- 広さは、照明表示ボックスの各表示面積の3分の1以下
- 位置は、照明表示ボックスの最下段

適用除外 広告物		許可基準 2	許可基準 3
		6条5項（禁止地域要許可）	6条2項1号（禁止地域・許可地域）
		禁止地域で許可を受けて 出せる広告物の許可基準	禁止地域 及び 許可地域で許可を 受けなくても出せる広告物の基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物であること ○表示面積の合計は、事業所当り40㎡以内 ○道路路上に突出したものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物であること ○表示面積の合計は、事業所当り20㎡以内 ○道路路上に突出したものでないこと ○地上から広告物等の上端までの高さが4m以下 （壁面に直接描写されたものを除く）
自家 用 建 築 物 を 利 用 す る も の	野 立 看 板	<p>表示面積 15㎡以内</p> <p>○表示面積 15㎡以内 （1基当たり）</p> <p>○高さ8m以下</p> 	<p>表示面積 10㎡以内</p> <p>○表示面積 10㎡以内 （1基当たり）</p> 
	屋 上 広 告	不 許 可	 <p>○表示面積 10㎡以内 （複数ある場合は合計面積）</p> <p>○禁止区域掲出不可</p>
	壁 面 広 告	 <p>○表示面積 8㎡以内 （複数ある場合は合計面積）</p> <p>○1壁面の2分の1以内</p>	 <p>○表示面積 5㎡以内 （複数ある場合は合計面積）</p> <p>○1壁面の2分の1以内</p>
	突 出 す る 広 告	<p>○表示面積 8㎡以内 （複数ある場合は合計面積）</p> <p>1.0 m 以下</p> <p>5 m 以下</p> 	<p>○表示面積 5㎡以内 （複数ある場合は合計面積）</p> <p>1.0 m 以下</p> <p>4 m 以下</p> 
	塀 に 設 け る 広 告 物	不 許 可	 <p>○表示面積 5㎡以内 （複数ある場合は合計面積）</p> <p>○1壁面の3分の1以内</p> <p>○禁止区域掲出不可</p>

許可基準 4		【適用除外広告物 管理用広告】
6条2項2号（禁止地域・許可地域）		
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物の基準（許可申請不要）		
管理 用 広 告 物	○表示面積 3㎡以内	表示面積 3㎡以内
		
全ての地域で許可を受けなくても掲出できる管理用広告物		

許可基準 5		【適用除外広告物 氏名等】	
6条3項1号（禁止物件） 条例第4条第1項第2号、第8号、第9号に掲げる物件			
禁止物件に表示できる広告物の許可基準（許可申請必要）			
自己の 氏名等 を 表示 する 場合	石垣、擁壁の類	 擁壁	
	送電塔・編電塔 送受信等・照明等		 煙突
	煙突・ガスタンク 水道タンク その他タンク類		
		【表示面積】 禁止地域内 : 2㎡以内 許可地域内 : 3㎡以内	

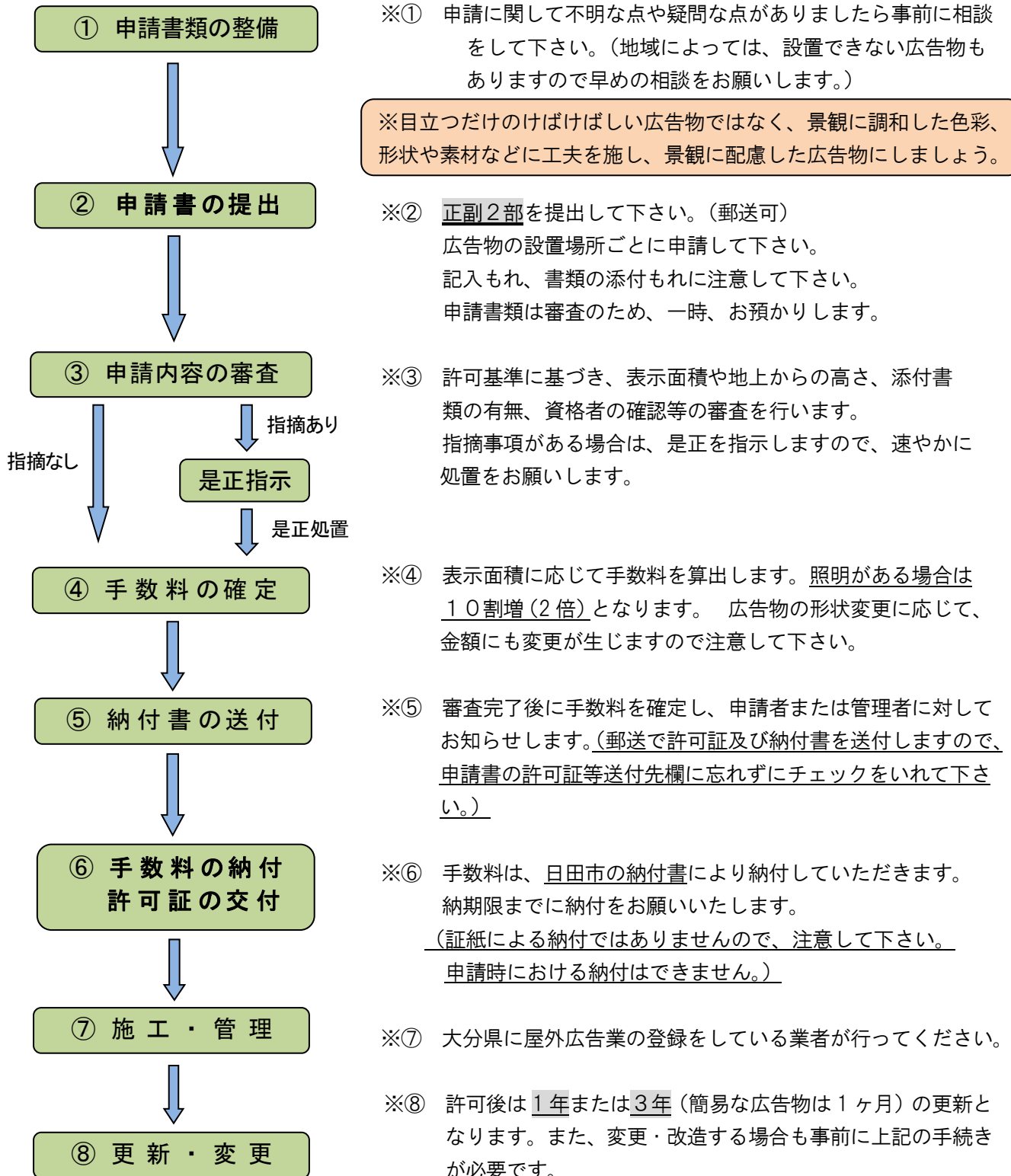
許可基準 6		【適用除外広告物 公益上必要な施設・物件】
6条7項（禁止地域・許可地域）		
公益上必要な施設及び物件に設ける場合の基準（許可申請不要）		
公益上 必要 な 施設 ・ 物件	ゴミ箱	○寄贈者名等の表示面積は0.5㎡以内 ○表示方向から見た外郭線内を1平面とみなしたものの10分の1以内 ○表示数は1施設又は1物件当たり1個
	ベンチ	
 		

9 許可手続きの流れ

平成21年度より、屋外広告物法の事務の一部が大分県から日田市に権限移譲されています。
これに伴い、広告物の許可、更新及び変更等の申請窓口は日田市となっております。

申請書類の様式につきましては、市ホームページにも掲載しています。

[HPトップページ > 事業者向け情報 > 都市計画 > 屋外公告 > 屋外公告物の許可申請等 > 申請書様式集]



10 許可申請等における必要書類

■ 新規（変更・改造）申請（各2部）・・・ 広告物を設置又は変更・改造する場合

- ① 屋外広告物【**新規・更新・変更等**】許可申請書
- ② 表示又は設置の場所の附近見取図及び現況写真
- ③ 材料及び構造に関する仕様書並びに設計図等
- ④ 意匠、色彩及び形状並びに表示の寸法及び面積を表示した書面
- ⑤ 照明又は音響を伴うものはその概要を記載した書面
- ⑥ 建築を利用するものにあつては建築物との関係を表示した書面
- ⑦ 設置場所が他人の所有又は管理に属するときはその承認を証する書面
- ⑧ その他市長が必要と認める書面
 - ・ 管理者の資格証等の写し
 - ・ 屋外広告業登録証の写し

■ 更新申請申請（各2部）・・・ 許可期間後も継続して広告物を掲出する場合

- ① 屋外広告物【**新規・更新・変更等**】許可申請書
- ② 屋外広告物安全点検報告書（3年、1年更新物件のみ）
- ③ 物件の現況カラー写真（3年、1年更新物件のみ）
 - ※更新申請をしようとする場合は、許可期間満了日の1ヶ月前（許可期間が1ヶ月未満の広告物は、許可期間満了日の5日前）までに申請書を提出しなければなりません。
 - ※②及び③は申請前3か月以内に点検又は撮影したものであること。
 - ※管理者の変更が必要な場合は、「屋外広告物管理者等設置・変更届」を提出して下さい。

11 広告物の管理者について（条例第20条、第20条の2）

広告物の設置者又は管理者は、良好な状態を保持しなければなりません。また、広告物によっては資格を有する管理者を置かなければなりません。

高さが4mを超えるような広告物や地上から広告物の上端までの高さが、4mを超えるものについては、以下の資格を持った管理者による安全点検が必要です。

■ 管理者に必要な資格（条例第20条第2項、施行規則第14条第3項）

- ① 屋外広告士
- ② 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
- ③ 1級建築士及び2級建築士

※「屋外広告物に関する講習会の受講者」は、管理者資格から除外されています。

12 屋外広告物を撤去した場合の届出書類(条例第 20 条の 2 第3項)

- 除却・滅失届 (1部)・・・許可を受けた広告物を取り壊した場合
 - ① 屋外広告物除却・滅失届
 - ② 除却後の写真



・屋外広告物の表示をやめる場合は、屋外広告物及びその掲出物件を除却しなければなりません。

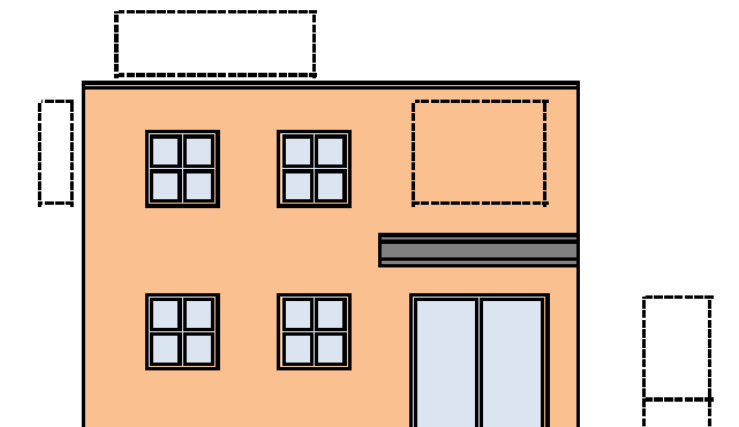
ただし、賃貸ビルや貸し看板等でテナントの退去などにより、下図 A のように表示面を白地にしているが掲出物件が残っている状態では屋外広告物を除却したことにはなりません。

A 表示面を白地にした場合(除却とはみなされません)



・表示面を白地に変更する場合は変更の許可申請を行ったうえで、表示者や管理者等が変わる場合は、管理者等変更届を提出する必要があります。

B 掲出物件ごと撤去した場合(除却とみなされます)



・掲出物件ごと撤去した場合は、撤去後の写真を添付し、除却・滅失届けを提出してください。

13 許可期間（条例第9条）

- はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕及び気球・・・・・・・・・・ 1ヶ月以内
- 広告物の上端の地上からの高さが4mを超えるもの・・・・・・・・・・ 3年以内
- 屋外広告士や建築士などの資格者が点検、管理するもの・・・・・・・・ 3年以内
- 上記に掲げる広告物以外のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1年以内

14 罰則（条例第31条の2～第35条の2）

- 1年以内の懲役または50万円以下の罰金（条例第31条の2）
 - ・ 知事の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者（未更新を含む）
 - ・ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者（更新を含む）
 - ・ 屋外広告業の営業停止命令に違反した者

- 50万円以下の罰金（条例第32条）
 - ・ 除却等の命令に違反した者

- 30万円以下の罰金（条例第33条）
 - ・ 禁止地域及び禁止物件に広告物を表示又は掲出したとき
 - ・ 許可を受けないで広告物を表示又は掲出したとき
 - ・ 許可を受けないで広告物を変更又は改造したとき
 - ・ 許可期間の満了や、許可の取消し後においても広告物を除却しなかったとき
 - ・ 登録業者が、登録事項の変更手続きをせず又は虚偽の届出をしたとき
 - ・ 登録業者が、営業所ごとに業務主任者を選任しなかったとき

- 20万円以下の罰金（条例第34条）
 - ・ 広告物設置に係る立入検査及び報告等の求めを拒否した者若しくは虚偽の報告をしたとき
 - ・ 屋外広告業に関わる登録業者の営業所等の立入検査及び報告等の求めを拒否したもの若しくは虚偽の報告をしたとき

- 5万円以下の過料（条例第35条の2）
 - ・ 登録業者が廃業の届出をしなかったとき
 - ・ 登録業者であることを示す標識を掲げないとき
 - ・ 営業に関する事項について帳簿への記載・保存をしなかった者又は虚偽の記載をしたとき

15 その他の手続きについて

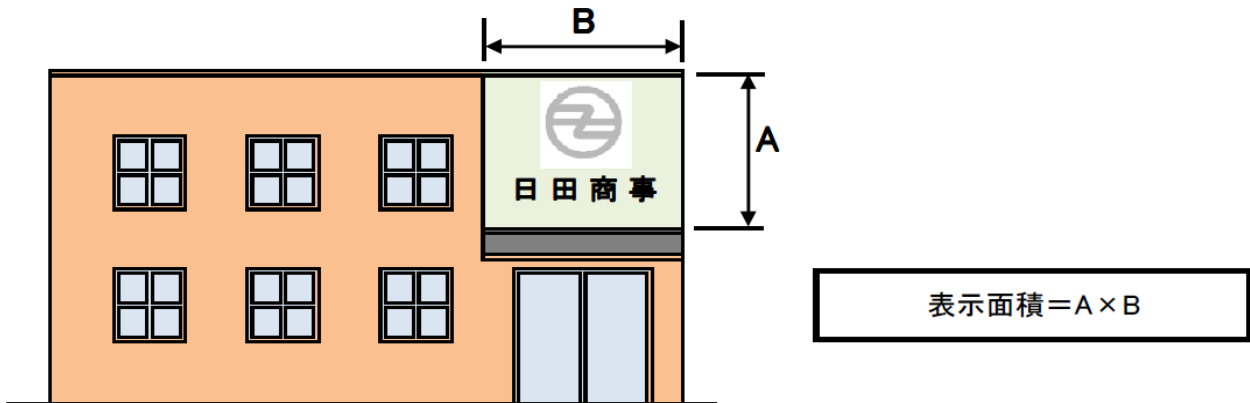
屋外広告物を表示又は掲出しようとする場合は、屋外広告物法に基づく許可手続き以外に、建築基準法に基づく建築確認申請又は景観法に基づく届出が必要となる場合があります。

また、景観法に基づく景観条例により、指定された区域内に設置する場合や一定の規模を超えるものは、良好な景観形成を図るために、日田市景観計画（景観形成基準）に沿った景観上の配慮が必要となります。

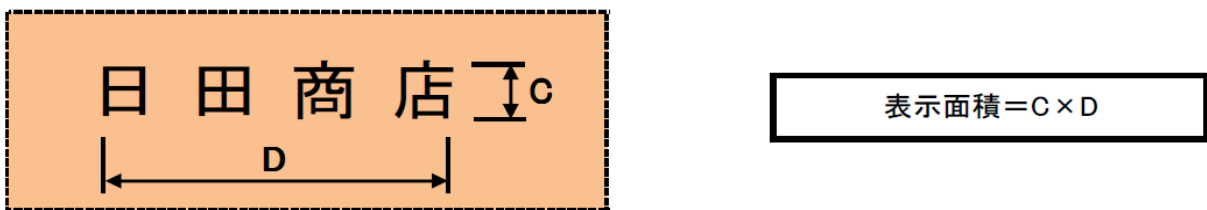
※〔日田市景観形成基準：市HPトップページ＞市政情報＞計画＞日田市景観計画＞PDFファイル（第5章）〕

16 壁面広告物の表示面積の算定方法

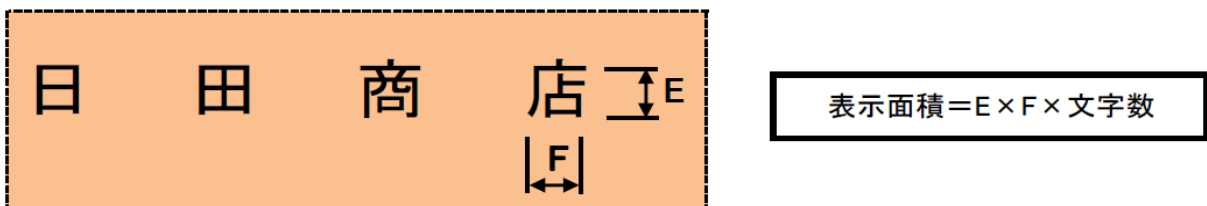
① 壁面と異なる部材を用いて表示する場合



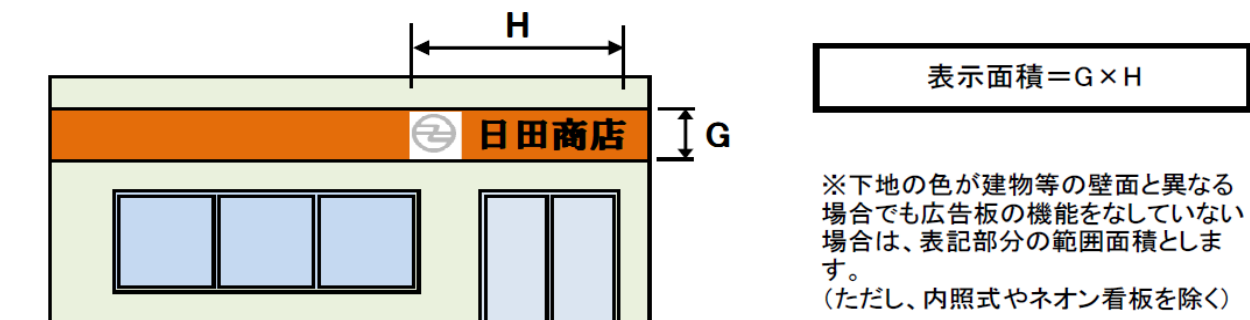
② 直接建物の壁面に表示する場合



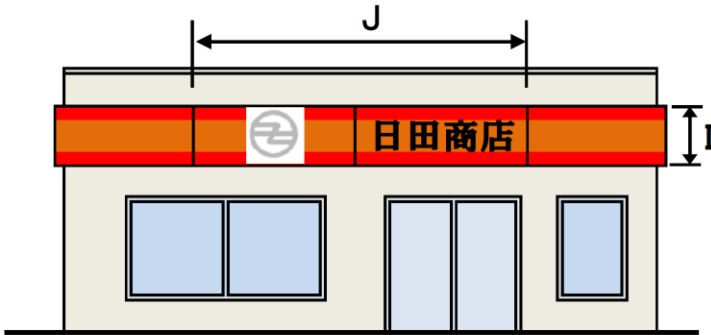
③ 文字と文字の間隔が1文字以上離れている場合



④ コーポレートカラー等による表示の場合(ケース1)・・・壁面に直接表示するもの



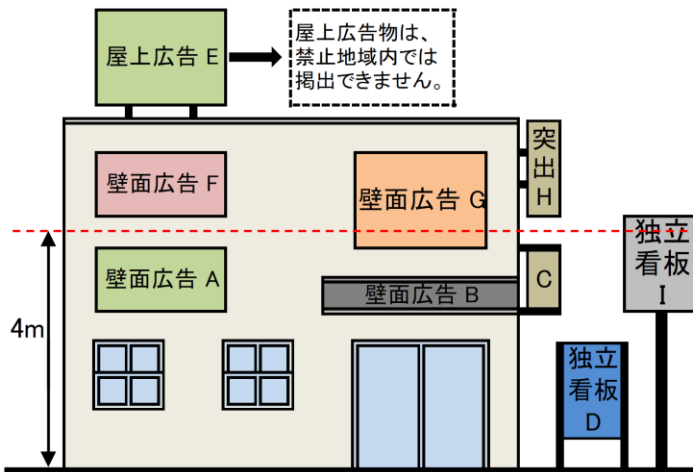
⑤コーポレートカラー等による表示の場合(ケース2)・・・内照式



表示面積 = $I \times J$

※コンビニ店などの壁面に帯状に取り付けられた看板は、文字等が記載されたパネル部分の面積とします。(ネオン看板は、文字等の表示がない部分を含め、すべてを表示面積として算定します。)

⑥複数の種類の広告物が複数ある場合(適用除外)

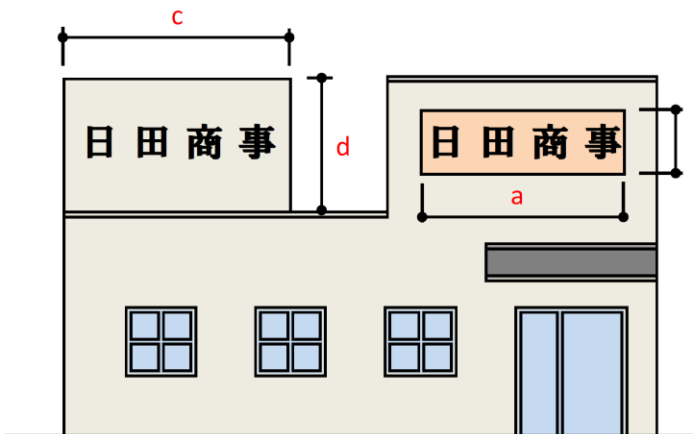


※地上から建築物を利用しない広告板や広告塔などの自立広告物の表示面積は、広告物1個当たりの面積で算定します。
また、事業所内で1つでも下記条件から外れる広告物がある場合は、全て許可申請が必要です。

- ・ 自家用広告物であること
 - ・ 1事業所あたり20㎡以内(4m以下のものに限る)
 - ・ 地上から広告物の上端までの高さが4m以下(壁面に直接描写されたものを除く)
 - ・ 道路上に突出したものでないこと
($A+B+C+D \leq 20\text{㎡}$ 、高さ $\leq 4\text{m}$)
- ① $A+B \leq 5\text{㎡}$ 、高さ $\leq 4\text{m}$
 ② $C \leq 5\text{㎡}$ 、高さ $\leq 4\text{m}$
 ③ $D \leq 10\text{㎡}$ (一基当たりの表示面積)、高さ $\leq 4\text{m}$
- E,F,G,H,Iは高さ $>4\text{m}$ のため許可申請が必要
 上記の条件を全てクリア → A,B,C,Dは許可が**不要**

20㎡ $< A+B+C+D \leq 40\text{㎡}$ (禁止地域の場合)
 種類毎の表示面積に関係なく全て許可申請が**必要**

⑦壁面広告か屋上広告かの判断基準



※外壁と同一の素材で作られた屋上の広告物で、壁面広告か屋上広告かの判断基準は、建築確認済証等により、建築物の一部と認められる場合は壁面広告、工作物として認められる場合は屋上広告となる。

壁面広告Aの大きさ = $a \times b$
 屋上広告Bの大きさ = $c \times d$

17 屋外広告物許可申請手数料

屋外広告物許可申請手数料一覧表

広告物の種類	対象面積	単位	金額
はり紙		1枚	5円
広告旗又は立看板等		1枚	260円
広告幕		1枚	480円
気球		1個	1,300円
電柱又は鉄柱の巻付 又は突出広告		1個	260円
その他の広告物 又は掲出物件	0.5㎡未満	1個	160円
	0.5㎡以上 1㎡未満	1個	260円
	1㎡以上 2㎡未満	1個	420円
	2㎡以上 5㎡未満	1個	1,050円
	5㎡以上 10㎡未満	1個	2,100円
	10㎡以上 15㎡未満	1個	3,200円
	15㎡以上 20㎡未満	1個	4,250円
	20㎡以上 25㎡未満	1個	5,300円
	25㎡以上 30㎡未満	1個	6,350円
	30㎡以上 35㎡未満	1個	7,400円
	35㎡以上 40㎡未満	1個	8,500円
	40㎡以上	1個	8,500円 + 1㎡ 増すごとに 420円 を加算した額
<p>1. 照明を伴うものについては、上記の金額にその10割を加算する。</p> <p>2. 広告物又は掲出物件の変更により面積が増大した場合の手数料の金額は、新たに算出した手数料の額と既に納付した額との差額とする。</p>			

【問合せ】

日田市土木建築部 都市整備課

〒877-8601 日田市田島2丁目6-1

TEL : 0973 - 22 - 8217 (直通)

FAX : 0973 - 22 - 8247

mail : toshi@city.hita.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.hita.oita.jp>

平成26年5月作成

(平成27年8月一部変更)

(平成29年7月一部変更)

(令和5年8月一部変更)